

○津山城下町歴史館条例

平成 28 年 1 月 20 日

津山市条例第 51 号

改正 平成 30 年 1 月 18 日条例第 39 号

(目的及び設置)

第 1 条 城下町の歴史及び伝統文化に関する資料並びに津山だんじり（市内に存するだんじりのうち、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 24 条第 1 項の岡山県指定重要有形民俗文化財に指定されたものをいう。）（以下「資料等」という。）の保存及び活用を図り、地域の活性化及び文化の振興に資するため、津山城下町歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 歴史館は、津山市田町 93 番地 1 に置く。

(業務)

第 3 条 歴史館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料等の整理及び保存
- (2) 資料等の展示及び公開
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務

(歴史館の管理)

第 4 条 歴史館の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年津山市条例第 100 号。第 6 条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（次条及び第 6 条において「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 歴史館の維持管理に関する業務
- (2) 歴史館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、歴史館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第 6 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条、第 8 条及び第 11 条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第 7 条第 1 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第 7 条 歴史館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 歴史館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで
(観覧料)

第9条 歴史館の観覧料は、無料とする。

(禁止行為)

第10条 歴史館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火性、引火性等の危険物を持ち込むこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(3) 歴史館の施設又は設備、展示物若しくは資料等（次条及び第12条において「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失させること。

(4) 許可なく広告若しくはこれに類する図面等を掲示し、又は配布すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が歴史館の管理上不適当と認めること。

(原状回復義務)

第11条 歴史館を観覧しようとする者は、歴史館の観覧を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

2 市長は、歴史館を観覧した者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を当該観覧した者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 歴史館を観覧しようとする者その他の施設等を使用しようとする者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月18日条例第39号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。